

第1回 奈良県総合治水対策推進委員会 議事概要

1 日時：平成27年11月17日(火) 9時30分 ~ 12時

2 場所：奈良県中小企業会館 4階大会議室

3 出席者：奈良県総合治水対策推進委員会委員9名(3名欠席)

奈良県県土マネジメント部 加藤部長、水本理事、平岡河川政策官 他6名

4 議事要旨

(1) これまでの大和川流域における総合治水対策の取組

(2) 大和川流域の総合治水に関する課題

(3) 課題解決に向けた総合治水条例の制定

(4) 今後の進め方

5 議事内容(主な意見)

【(1) これまでの大和川流域における総合治水対策の取組】

松村委員：7頁目の流量配分について、確率規模、昭和57年8月洪水のハイエト、ハイドロを教えてください。

事務局：国管理は昭和57年8月洪水の実績降雨(2山波形)、県区間は10年確率規模(中央集中型)である。次回用意する。

中村委員：内水湛水は水田に貯めるということか。

事務局：河川に排水できず、自然に湛水するものである。流域で溜まっている現象を計画に見込んでいる。水田がつかることになるが被害は報告されていない。

松村委員：内水湛水の箇所は法的に規制をかけるのか。流量(m³/s)と湛水量(m³)の関係が分からないので、今後、報告して欲しい。

事務局：内水湛水の対策の方向性は、次の課題でふれたい。また、流量と量の関係は後日、説明する。

松野委員：3頁目について、平成19年7月の洪水は、流量は減少しているが、浸水している。土地利用の変化と関係があるのか。

事務局：昭和57年8月洪水は長雨であったため、被害が大きい。

委員長：大和川総合治水対策について、これまでの取組の効果を評価することが重要である。

事務局：河川改修の効果等を紹介したい。

【(2) 大和川流域の総合治水に関する課題】

近藤委員：水害に対する土地利用規制は重要となる。議論を進める上で、滋賀県の先進事例（ケーススタディ）の情報を取り込んだ方が良い。市議会です承されない等の問題があった。被災後の復興期に土地利用規制を実施することは困難なため、事前に実施することが重要である。どのような災害規模を想定するのかを決める必要がある。

事務局：意見を尊重して、進めていきたい。

松野委員：ため池治水利用施設の整備とは何か、雨水貯留浸透施設については農地を含んでいないか。治水効果に相当する水深 5.75cm の説明をしてほしい。

事務局：整備は池の容量を増やす対策である。雨水貯留浸透施設に農地は含まれない。治水効果に相当する水深は計算より算定している。

田中委員：人口減少時代の中、奈良県の土地利用対策の考え方を教えてほしい。県民が治水についてどの程度、認識しているのか。調整池整備には費用がかかるため、対象面積の引き下げが困難な地域もあるのではないかと。調査をしていたら教えて欲しい。

事務局：3000m²以下で指導している市町村の例もある。国県で浸水想定している区域については、市町村がハザードマップを作成・配布している。治水に対する県民の意識は、現在、把握できていない。土地利用対策の方向性については次回報告したい。

田中委員：治水だけで土地利用規制は理解されない可能性があるため、国県の考え方を示すことが重要である。

松村委員：シミュレーションについて、降雨等の外力の与え方、計算手法、流量と総量の関係を示してほしい。治水効果に相当する水深について信憑性があるのか。森林の保水力について、シミュレーションを実施しているのか次回教えて欲しい。

委員長：これまでの流域対策等の効果や、今後、土地利用規制の効果等をシミュレーションで評価することが重要と考えている。降雨波形、規模によっても効果が異なる。

【(3) 課題解決に向けた総合治水条例の制定】

中村委員：流量と体積の関係が重要である。対策量を体積だけで評価してよいのか。

相反関係にある治水と利水をどう管理していくのか。地域ぐるみのため池管理が重要である。ハード・ソフト面について自治体、地域が一体となって実施していくことが重要と考える。

南川委員：条例制定する場合、立法事実かどうか、データで裏付ける必要がある。財産権の制限に留意し、法律、法令の範囲内で条例、市町村との関係を検討する必要がある。

【全体を通して】

川村委員：内水湛水の流量配分が大きいものの、対策の課題等に触れられていない。対策を実施しないのか。

事務局：内水湛水については、土地利用規制等の対策に反映したい。

川村委員：内水湛水区域について市街化区域の割合等を教えて欲しい。

事務局：次回報告する。

立川委員：今回の目標は、流域整備計画の目標（7 頁）でよいか。市町村にとっては量の方が分かりやすいと思うが、流量と量の関係性を整理して欲しい。 条例を制定する上で、国、県、市町村の役割と、条例内容（やるべきこと）との関係性を教えて欲しい。

委員 長：7 頁の流量配分の中に、国の遊水地の分担は入っているのか。

事務局：国の遊水地の分担は入っていない。

委員 長：今後、どう位置付けるのか、目標量を国とも調整してほしい。

田中委員：内水湛水と農業政策（生産緑地等）とどう連動しているのか教えてほしい。治水対策の中で林業をどのように位置づけているのか関連性を示す必要がある。

松野委員：ため池については、夏季の水質、臭い等が問題となっている。底泥の浚渫が治水容量の増加にも繋がる。水田貯留の効果も期待できる。農家の理解、協働が重要と考える。総合的な対策を実施してもらいたい。

委員 長：ため池、水田貯留の機能を維持できるか気になる。

松村委員：ため池、水田貯留等について、降雨規模によっては治水効果に疑問がある。治水上、森林・河畔林からの流木対策が重要と考える。

川村委員：ため池、水田等、個人の施設に効果を期待することに疑問を感じる。

南川委員：行政指導では透明性、公正性、実効性に欠けるため、条例化することについては意義があると思う。

委員 長：下流河川の洪水負担の軽減を図ることについて、県民の理解を得るには、地先の安全性について説明する必要があると思う。

松野委員：7 頁目について、河川は 1700m³/s なら大丈夫という計画であるが、1500m³/s でも浸水被害がでてるのは何故か。

事務局：流域対策として受け持たなければ浸水被害が発生すると考えている。

委員 長：河川整備計画の目標流量、今後の総合治水対策と目標流量（流量分担）を整理してほしい。

以上